

ノートルダム清心女子大学履修科目登録単位上限の細則 (2022年度以降入学生用)

(趣旨)

第1条 この細則は、ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）履修規程第6条第3項の規定に基づき、学生が修得すべき単位数について各学期及び年間に登録できる単位数の上限（以下「履修科目登録単位の上限」という。）について必要な事項を定める。

(履修科目登録単位の上限)

第2条 履修科目の登録単位の上限は、単位互換制度に基づく履修科目を含め、1年間に49単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、ノートルダム清心女子大学成績等の評価とGPA制度に関する規程第4条に規定する年度GPAについて、直前の年度GPAが3.10以上の場合、履修科目の登録単位の上限は、単位互換制度に基づく履修科目を含め、1年間に51単位とする。

(除外科目)

第3条 履修科目登録単位の上限の対象としない科目は、次のとおりとする。

- 一 学則別表V～IXに掲げる授業科目
- 二 児童学科においては、前一号の科目に加えて、別表1に掲げる授業科目

附 則

この細則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 細則改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 細則改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 細則改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 細則改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 細則改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 細則改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

別表 1

人間生活学部	児童学科	学科科目
教育原理		
教職基礎論		
教育思想史		
教育・学校心理学		
発達心理学Ⅰ		
発達心理学Ⅱ		
青少年問題		
学校経営論		
教育法規		
家庭教育		
特別支援教育基礎論		
教育課程論		
国語科指導法		
社会科指導法		
算数科指導法		
理科指導法		
生活科指導法		
音楽科指導法		
図画工作科指導法		
家庭科指導法		
体育科指導法		
小学校英語科指導法		
道德教育の理論と方法		
総合的な学習の時間の指導法		
特別活動の指導法		
教育方法論		
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
教育課程の理論と方法		
健康の指導法		
人間関係の指導法		
環境の指導法		
言葉の指導法		
音楽表現の指導法		
造形表現の指導法		
身体表現の指導法		
指導法の理論と方法		
生徒指導の理論と方法		
教育相談及び進路指導・キャリア教育の理論と方法		
幼児理解及び教育相談の理論と方法		
初等教育実習事前事後指導		
初等教育実習		
教職実践演習（幼・小）		

ノートルダム清心女子大学履修科目登録単位上限の細則 (2021・2020・2019年度入学生用)

(趣旨)

第1条 この細則は、ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）履修規程第6条第3項の規定に基づき、学生が修得すべき単位数について各学期及び年間に登録できる単位数の上限（以下「履修科目登録単位の上限」という。）について必要な事項を定める。

(履修科目登録単位の上限)

第2条 履修科目の登録単位の上限は、単位互換制度に基づく履修科目を含め、1年間に49単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、ノートルダム清心女子大学成績等の評価とGPA制度に関する規程第4条に規定する年度GPAについて、直前の年度GPAが3.10以上の場合、履修科目の登録単位の上限は、単位互換制度に基づく履修科目を含め、1年間に51単位とする。

(除外科目)

第3条 履修科目登録単位の上限の対象としない科目は、次のとおりとする。

- 一 学則別表V～IXに掲げる授業科目
- 二 児童学科においては、前一号の科目に加えて、別表1に掲げる授業科目

附 則

この細則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 細則改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 細則改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 細則改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 細則改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 細則改正前に在学する学生については、なお従前の例による。

別表 1

人間生活学部	児童学科	学科科目
		教育原理
		教職基礎論
		教育思想史
		教育・学校心理学
		発達心理学Ⅰ
		発達心理学Ⅱ
		青少年問題
		学校経営論
		教育法規
		家庭教育
		特別支援教育基礎論
		教育課程論
		国語科指導法
		社会科指導法
		算数科指導法
		理科指導法
		生活科指導法
		音楽科指導法
		図画工作科指導法
		家庭科指導法
		体育科指導法
		小学校英語科指導法
		道德教育の理論と方法
		総合的な学習の時間の指導法
		特別活動の指導法
		教育方法論
		教育課程の理論と方法
		健康の指導法
		人間関係の指導法
		環境の指導法
		言葉の指導法
		音楽表現の指導法
		造形表現の指導法
		身体表現の指導法
		指導法の理論と方法
		生徒指導の理論と方法
		教育相談及び進路指導・キャリア教育の理論と方法
		幼児理解及び教育相談の理論と方法
		初等教育実習事前事後指導
		初等教育実習
		教職実践演習（幼・小）

ノートルダム清心女子大学履修科目登録単位上限の細則 (2018年度以前入学生用)

(趣旨)

第1条 この細則は、ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）履修規程第6条第3項の規定に基づき、学生が修得すべき単位数について各学期及び年間に登録できる単位数の上限（以下「履修科目登録単位の上限」という。）について必要な事項を定める。

(履修科目登録単位の上限)

第2条 履修科目の登録単位の上限は、単位互換制度に基づく履修科目を含め、1年間に49単位とする。

(除外科目)

第3条 履修科目登録単位の上限の対象としない科目は、次のとおりとする。

- 一 学則別表V～IXに掲げる授業科目
- 二 児童学科においては、前一号の科目に加えて、本学において、教育職員免許法施行規則第6条に規定する「教職に関する科目」として開講する授業科目とする。